

東京工業大学すずかけ台J3棟整備等事業 入札説明書等の訂正箇所及び訂正内容

平成 21 年 7 月 31 日に公表した「東京工業大学すずかけ台 J 3 棟整備等事業 入札説明書等」に関し、次のとおり訂正する。

【(入札説明書別添資料) 入札金額の算出方法及びサービス対価の支払方法等】

ページ	節・項	訂正箇所	訂正内容
3	2.(2)1)① BTO施設整備費相当の支払方法	<p>大学は2.(1)1)で算出されたBTO施設整備費相当について、BTO施設整備費相当の30%を上限に、平成22年度末において完了した業務の全額及び「国立大学法人東京工業大学工事請負等契約細則第16条別記第1号の工事請負契約基準第38(以下「工事請負契約基準」という。)」に定める建設工事費相当額の10分の9の額を一時金として平成23年5月に支払い、残額をBTO施設の引渡し日以降、平成24年5月に支払うものとする。</p> <p>但し、「工事請負契約基準」にある「部分払」は「一時金」に、「請負代金相当額」は「建設工事費」に読み替える。</p>	<p>大学は2.(1)1)で算出されたBTO施設整備費相当について、BTO施設整備費相当の30%を一時金として平成23年5月に支払い、残額をBTO施設の引渡し日以降、平成24年5月に支払うものとする。</p> <p>但し、一時金について事業者は、平成23年3月末における業務の進捗額がBTO施設整備費相当の30%以上であることを示す工程表等を提出すること。</p>
4	2.(2)2)① BTO施設整備費相当の支払手続き	<p>事業者は、「工事請負契約基準」に準じて、平成23年3月末までに大学に請求書を送付し、</p>	<p>事業者は、平成23年4月1日以降に平成23年3月末までの工程表等を提出し、大学の確認を受けた後、大学に請求書を送付する。</p>